西部・北上地区の公共下水道事業

受益者申告を開始

提出期限は4月10日です

市では公共下水道事業を精力的に進めており、第一期計画の中部地区（本町、善道町、下興野町の八十七ヘクタール）では、すでに昨年の六月から使用を開始しています。トイレの水洗化も順調に進んでおり、普及率も三一％（二月二十四日現在）に達しました。

引き続いて第二期計画として西部・北上地区（百九十一・二ヘクタール）の事業に取り組んでいますが、このほど、受益者の皆さんから建設費の一部を負担していただくための「申告書」を皆さんのお手元にお届けしました。右下の図の太線で囲まれた地域の中に土地を所有している方、またはその土地に権利を持っている方が対象です（受益者負担金制度――左のページの解説をご参照ください）。

この「申告書」は、負担金賦課の基礎となる土地の権利関係や、面積などを確認するためのものです。「申告書」の裏面の記載例を参考にしながら必要事項をご記入のうえ、**四月十日まで**に同封の返信用封筒を使用して、お近くの郵便ポストへ投かんしてください。

▼第二期計画の対象区域

下興野、北上一・二、山谷町一～三、美幸町一～三、南町、新栄町、緑町、古田、程島、中村――以上の市街化区域

▼負担金の対象となる土地

区域内にある土地（国・県・市の所有地なども含む）は、すべて受益地として負担金の賦課対象となります。ただし道路、公園、河川などの公共用地は除きます。

▼受益者の申告

受益者の正確を期すため、受益者は申告制度によることになっています。負担金対象区域となる土地所有者が、本年四月一日現在で申告をするものです。申告期日までに必ず届くよう提出してください。

もし申告書の提出がない場合には、土地台帳やその他の公簿にもとづき、あるいは調査によって市長が認定した受益者に負担金が賦課されることになります。

なお書類が届かないという方や、くわしくお知りになりたい方は下水道課（☎4―二一一一内線二七八）へお問い合わせください。

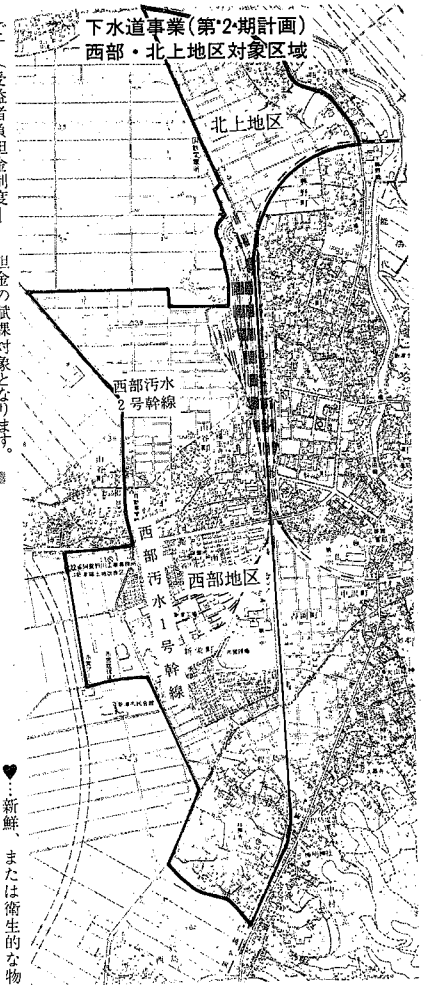

学校給食用物資

納入登録業者を募集します

五十七年度に新津西部地区学校給食共同調理場へ、給食用物資を納入する納入業者登録の受け付けを行います。

資格は別に問いませんが、次のことを条件とします。

♥…受注の物資が指定の日時に納入できること

♥…新鮮、または衛生的な物資の納入を行うこと

♥…取扱い場所や取扱者が常に衛生的であること

給食用物資の購入は、納入登録業者の参加により、見積り合わせにより行います。

登録希望者は、**三月二十五日までに**共同調理場（小戸下組、☎4―二七一〇）へ規定の用紙でお申し込みください（用紙は受付場所にあります）。

なお納入予定品目は左のとおりです。

納入予定品目

- 乳製品
- 調味料
- 冷凍食品
- 豆類及びその加工品
- 缶詰類
- 漬物類
- めん類
- 乾物類
- 野菜類
- 果物類
- 肉類
- 魚介類

お買物、ご用命は市内で

慶弔用供花 各種お花 の御用命は
(株)川名花店 本町3丁目 ☎3-1167代 へ
お客様にかわって真心をお届けいたします。
お電話でも承ります。

ソニーの新型
簡単ビデオ
ベータマックス J10
¥158,000
VIDEO&SOUNDの専門店
ソニーショップ
オーディオまるよし
新津市本町1丁目駅前角　電話21898

公平を保つために…

受益者も建設費の一部を負担

受益者負担金制度〈解説〉

●受益者負担金とは

公共下水道が完備すると浸水の被害が少なくなります。またトイレも水洗化できます。蚊・ハエなどの発生も少なくなり、衛生的な環境が整い、下水道のない地域に比べて快適な生活を送ることができます。

しかし、この公共下水道は全市域に整備されるものでなく、処理計画区域に限られます。この区域は市全体から見れば一部に限られ、この恩恵を受けられない地域もあるわけです。したがってこれらの地域住民との公平を保つうえからも、全市民の負担である公費（市税収入）だけで建設することは適当でありません。公共下水道が完備することによって利益を受けられる方たちから、建設費の一部を負担していただくことこそ公平というものでしょう。これが受益者負担金です。

●受益者負担金を納めていただく方（受益者）

受益者とは、公共下水道を整備する区域内の土地の所有者です。ただし、その土地に権利者（地上権者、質権者、賃借人、使用借主）がある場合は、その権利者が受益者となります。

その土地に建物が建っている場合は、だいたい家屋の所有者が受益者になります。したがって、借家人は受益者になりません。

●受益者に負担していただく金額

第二期事業の西部・北上地区の負担金の額は、一平方メートルにつき**五百十四円**（坪当たり約千七百円）です。この額は市条例にもとづき、昭和五十五年の計画時点での総事業費――百二十五億四千万円――を基礎に算出したものです。この単位負担金額に皆さんの所有している土地または権利のある土地の面積をかけますと、各受益者の負担金額となります。

●負担金を納めていただく区域と時期

負担金を納めていただく区域を「賦課対象区域」といい、年度当初にこの区域を定め、公告いたします。

負担金は総額を五年に分割し、これをさらに一年を四回（六月、九月、十一月、二月）に分け、計二十回で分納していただきます。負担金は五か年間の分割納入を原則としますが、一括納入、または一部を前納することもできます。

●負担金の減免、徴収猶予

その土地の状況により、または受益者の事情によって負担金を減免したり、徴収を猶予することができます。減免や徴収猶予にはいろいろな適用基準がありますので、くわしくは下水道課へお問い合わせください。

●届け出を必要とする事項

受益者申告書はもとより、土地や家屋の売買などで受益者（納付管理人を含む）が変わったときは、すみやかに届け出てください。この手続きが済みませんと、前の受益者が引き続いて負担金を納める義務を負うことになりますので注意してください。

増える救急車出動

なかには安易な利用も

昨年一年間の救急統計がまとまりました。それによると、救急車の出動件数は八百三件で平均して一日に二・二回の出動、また搬送人員は七百八十四人となっています。これは、昭和五十五年と比較して出動件数で十三件の増、搬送人員で二人減という数字です。

八百三件の出動件数のうち最も多かったのは急病の三百六十八件、次いで交通事故の百六十七件、その他の百三十件と続いており、この傾向はここ数年変わりません。

ところで、昨年一年間に救急車で運ばれた七百八十四人のうち、二百人（交通事故を除く）を対象に追跡調査を行ったところ、医師から「救急患者でない」と診断された人が六十三人もいました。極端なものでは、風邪で救急車を利用するケースもありました。救急車はタクシーではありません。緊急の時以外は使用をご遠慮ください。

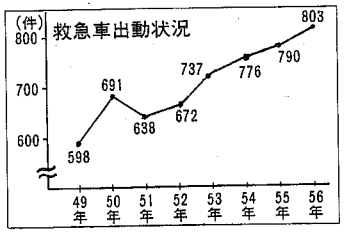

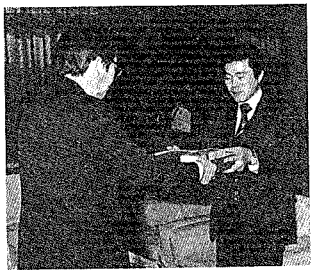

献血30回の間さんを表彰

献血30回を超えた間一彰さん（小口）が日赤から表彰され、さる3月3日、市長室で伝達式が行われました。昭和46～47年頃から献血を始めたという間さんは、「50回をめざして続けます」と話しています。

お買物、ご用命は市内で

謡曲 いっしょに楽しみませんか？
宝生流嘱託　古谷 エイ子
新津市中野274　TEL 2―2666

春…入学と学校行事がある季節
フォーマルウエアーは
ミセスらしい上品な装いを
※造花(コサージュ)プレゼント実施中
(有)きむら洋装店
新津市本町3丁目2番15号　TEL 2－1495